

草加市水告示第 13 号

公募型見積合わせ公告

公募型見積合わせを行うので、次のとおり公告する。

令和8年2月25日

草加市長 瀬戸 百合子

1 対象案件

- (1) 委託名 自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託(水道庁舎)
- (2) 履行場所 草加市氷川町2118番地5 草加市水道庁舎
- (3) 履行期間 令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり
- (5) 仕様書等の入手方法

草加市ホームページ、「上下水道部」→「水道」→「入札・契約情報(水道事業)」→「上下水道部が行う見積もり合わせ(随意契約)」からダウンロードすること。

2 見積合わせに参加する者に必要な要件

令和7・8年度(2025・2026年度)草加市入札参加資格者名簿(物品等)に登録を行った者で、公告日の前日において次の要件全てを満たしていること。

| | | |
|---------|---|------------------------|
| 登録業種等 | 名簿への登録業種 | 設備、機械類の保守管理 - 自家用電気工作物 |
| | 登録事業所の要件 | 本店(草加市) |
| 必要な実績等 | 発注者 | - |
| | 契約内容 | - |
| | 契約履行日等 | - |
| | 契約件数 | - |
| | その他 | - |
| 技術者等の資格 | 電気主任技術者 | |
| その他 | 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者 | |
| | 公告の日から入札日までの期間に草加市の指名停止等の措置を受けていない者 | |
| | 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者 ただし、裁判所からの更生又は再生手続開始決定がされておりかつ、公告日において本市の再審査を受け、競争入札参加資格を有する者は対象とする | |

※参加資格について不明な点は、必ず問い合わせること。

3 日程と提出書類

| 仕様書等に対する質問について | |
|----------------|--|
| 質問期限 | 令和8年（2026年）3月5日（木） 午前10時00分 |
| 質問方法 | 質問がある場合は、下記担当に問い合わせること。 |
| 担当課名 | 草加市上下水道部水道総務課 管理係 Tel：048-925-3132（直通） FAX：048-925-5046 |
| 見積書の提出について | |
| 見積書提出期限 | 令和8年（2026年）3月9日（月） 午後4時00分 |
| 提出場所 | 〒340-8555 埼玉県草加市氷川町2118番地5 草加市水道庁舎3階 水道総務課 |
| 提出書類等 | 次のものを、件名を記載した封筒に入れ提出すること（封緘・糊付け不要） 1. 見積書（様式自由） 2. 上記「2」で、見積りに参加する者に必要な資格として 契約実績が定められている場合は、 契約書又は請負者が発行する証明書等を添付すること。 （ただし、草加市が発注者の場合は不要） |
| 提出方法 | 持参又は郵送（提出期限日必着） |
| 見積結果等の連絡について | |
| | 見積書提出期限から1週間以内に、全申込者に連絡する。なお、見積結果は草加市ホームページで公表する。 |

4 受注者の決定方法

最も安価な見積書提出者のみ「見積書を提出するために必要な条件」を審査し、全てを満たしている場合は、受注者と決定する。資格が認められない場合は失格とし、次順位の者の審査を行う。この審査は、受注者が決定するまで行う。なお、証明書類等の提出がない場合の見積書は無効とする。

5 見積書の提出方法等に関する問合せ先

草加市上下水道部水道総務課 経営係

電話：048-920-5677（直通） FAX：048-925-5046